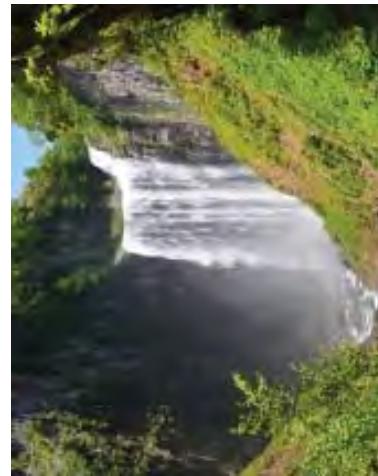


指定小規模多機能型居宅介護の居間及び 食堂の共用に関する規制緩和



北海道 島牧村

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の供用に関する規制緩和

過疎地域における、地域密着型サービス及び介護予防サービスの効率的な運営を図るため、指定小規模多機能型居宅介護の「居間及び食堂」を、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用できるようにする。

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

第三 地域密着型サービス

四 小規模多機能型居宅介護

3 設備に関する基準

(2) 設備及び備品等(基準第67号) — ④

～また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室、食堂及び法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められないが、～

高齢者の現状

【人口の状況】

- 平成22年から26年の5年間で、総人口は235人(12.3%)減少。
- 高齢化率は徐々に上昇し、平成26年度には40.6%となっている。
- 前期高齢者と後期高齢者の割合も、後期高齢者の割合が高くなっている。

● 人口の状況

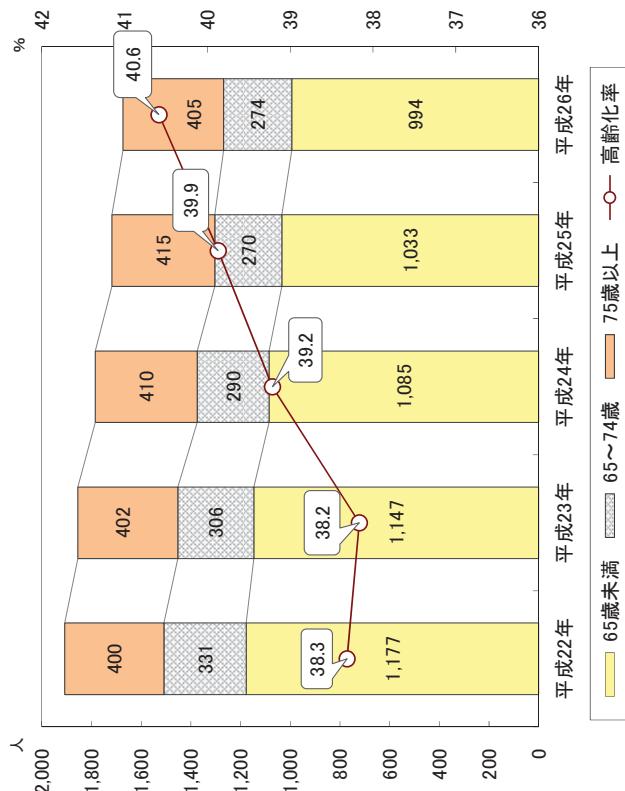
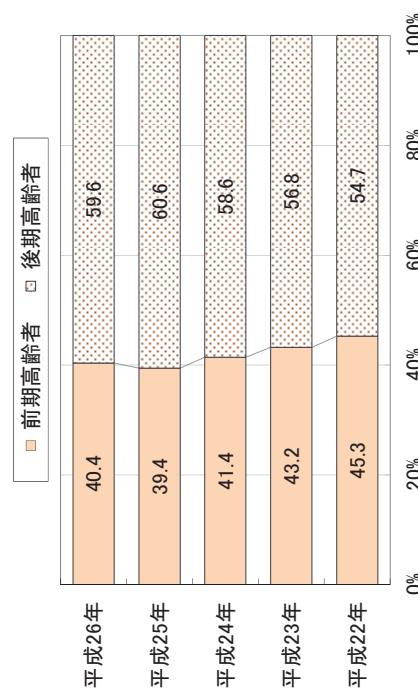
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	1,908	1,855	1,785	1,718	1,673
65歳未満	1,177	1,147	1,085	1,033	994
65～74歳	331	306	290	270	274
75歳以上	400	402	410	415	405
高齢化率	38.3%	38.2%	39.2%	39.9%	40.6%

単位:人、%

注:各年3月31日現在

※各データは、島牧村地域保健福祉計画(平成27年3月)より抜粋

● 前期高齢者と後期高齢者の状況



資料:住民基本台帳

● 65歳未満

● 65～74歳

● 75歳以上

● 高齢化率

【要支援・要介護認定者の状況】

- 要支援・要介護認定者(以下、「認定者」と略す)は平成22年～26年の5年間で、29人(24.3%)増加。
- 平成23年と26年の認定者の内訳を比較すると要支援2～要介護4まで増加しており、特に要介護1は13人(73.9%)増どなっている。

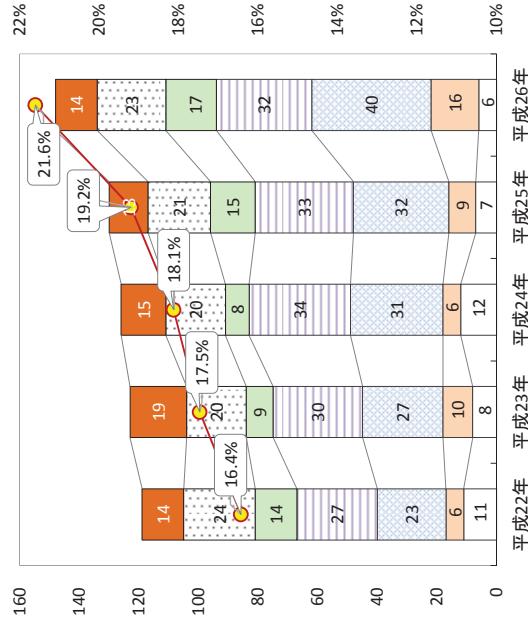
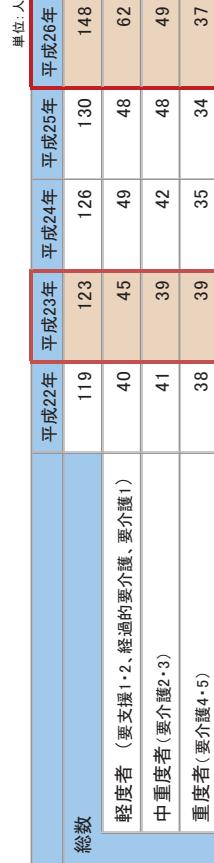
- 認定者を軽度(要支援1・2、要介護1)、中重度(要介護2・3)、重度(要介護4・5)に分類すると、全国や北海道に対して、軽度者の割合が低い状態で推移している。

- 要支援・要介護認定率(被保険者数に対する認定者数の割合)は、上昇を続けており、平成26年には21.6%になつてゐる

※各データは、島牧村地域保健福祉計画(平成27年3月)より抜粋

● 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数	平成22年					平成23年					平成24年					平成25年					平成26年					△ 2 6 6
	平成22年					平成23年					平成24年					平成25年					平成26年					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年			
要支援1	11	8	12	7	6		6	10	6	9	7		11	123	126	130	148		119	123	126	130	148			
要支援2	6						23	27	31	32	40		27	30	34	33	32		23	27	31	32	33			
要介護1							14	9	8	15	17		14	9	8	15	17		14	9	8	15	17			
要介護2							24	20	20	21	23		24	20	20	21	23		24	20	20	21	23			
要介護3							14	19	15	13	14		14	19	15	13	14		14	19	15	13	14			
要介護4																										
要介護5																										
要支援・要介護認定率	16.4%	17.5%	18.1%	19.2%	21.6%		16.4%	17.5%	18.1%	19.2%	21.6%		16.4%	17.5%	18.1%	19.2%	21.6%		16.4%	17.5%	18.1%	19.2%	21.6%			



島牧村における介護事業の現状

【現行のサービスや施設の状況】

島牧村総合福祉医療センター

島牧村高齢者生活福祉センター
(デイサービス部門・居住部門)

【施設】

設置主体：島牧村
運営主体：社会福祉法人 徳美会
開設年月日：平成11年2月1日
建物構造：鉄筋コンクリート造平屋建
建築面積：デイサービス部門 12,129.75m²
居住部門 920.14m²(12部屋)

職員：所長 兼主任相談員1名・調理員1名・看護師1名
介護職員5名・事務職員1名・生活援助員3名

【サービス】

- デイサービス部門(定員20名)
・送迎・給食・日常生活動作訓練・健康チェック・入浴
・生活指導・家族介護教室

○居住部門

- ・入居料(部屋代)：前年の収入に応じて算定。年収120万円以下は0円。以降、4,000円～30,000円
- ・暖房・入浴施設利用料： 月額 単身 5,000円
夫婦 6,500円
- ・水道料：超過料金のみ実費(基本料金 村負担)
- ・電気料：超過料金のみ実費
(1Kw当たり24.3円 基本料金村負担)

【施設】

設置主体：島牧村
運営主体：社会福祉法人 徳美会
開設年月日：平成27年4月1日
職員：所長1名・看護職員1名・社会福祉主事1名

島牧村地域包括支援センター

【施設】

設置主体：島牧村
運営主体：社会福祉法人 徳美会
開設年月日：平成25年10月1日
職員：所長1名・ケアマネージャー2名

【現在計画中の高齢者福祉複合施設の概要】

○「小規模多機能型居宅介護施設」+「認知症対応型協働生活介護施設」+「サービス付高齢者住宅」の複合施設として計画
(平成29年度建設・平成30年度開設予定)

【小規模多機能型居宅介護】

- ▼サービス … 通い(デイサービス)中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時自宅への訪問や、施設への宿泊を組み合わせてサービスを提供すること。
▼登録定員29名・通所15名・宿泊9名。ただし、開設当初(平成30年)は登録定員25名・通所13名・宿泊5名に設定予定
- ▼設置基準 … 登録定員29名・通所15名・宿泊9名。
- ▼利用条件 … ①要介護1以上の人。(予防の小規模多機能は実施しない)
当村の通所介護利用者は、月平均で要介護者20名程度・要支援者10名程度であるが、村内には訪問介護のみの利用者も居ることから、予防を加えてしまうと登録定員を超過してしまう恐れがあることが理由である。

②在宅支援のための施設であること。

- 当村の小規模多機能型居宅介護は在宅生活を支援することを目的としており、長期間の宿泊についても在宅復帰を目指す場合に限定し、実質入所という形にはしないよう運営。
- ※備考 … 小規模多機能居宅介護の運営開始は、現行の通所介護及び訪問介護事業所の閉鎖が前提となる。
(運営に当たる法人が同じであるため)

【認知症対応型共同生活介護施設】

- ▼サービス … 要介護状態の認知症高齢者9人以下を1ユニットとして、食事、入浴、排泄等の生活全般のサポートを受けながら、家庭的な環境の中で生活する。
▼登録基準 … 入所:1ユニット 9人。ただし、開設当初(平成30年)は利用定員3名に設定予定
- ▼利用条件 … 認知症の診断を受けた要介護1以上の者

【サービス付き高齢者住宅】

- ▼サービス … 高齢者住まいの法の基準により登録される介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。
▼設置基準 … 居住:10名
- ▼利用条件 … 60歳以上の高齢者又は要介護・要支援認定者及びその同居者。

【総合事業の概要】

【通所型サービス】

- ▼サービス … ①通所介護(現行の通所介護相当のサービス)、②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)のどちらを採用する予定。

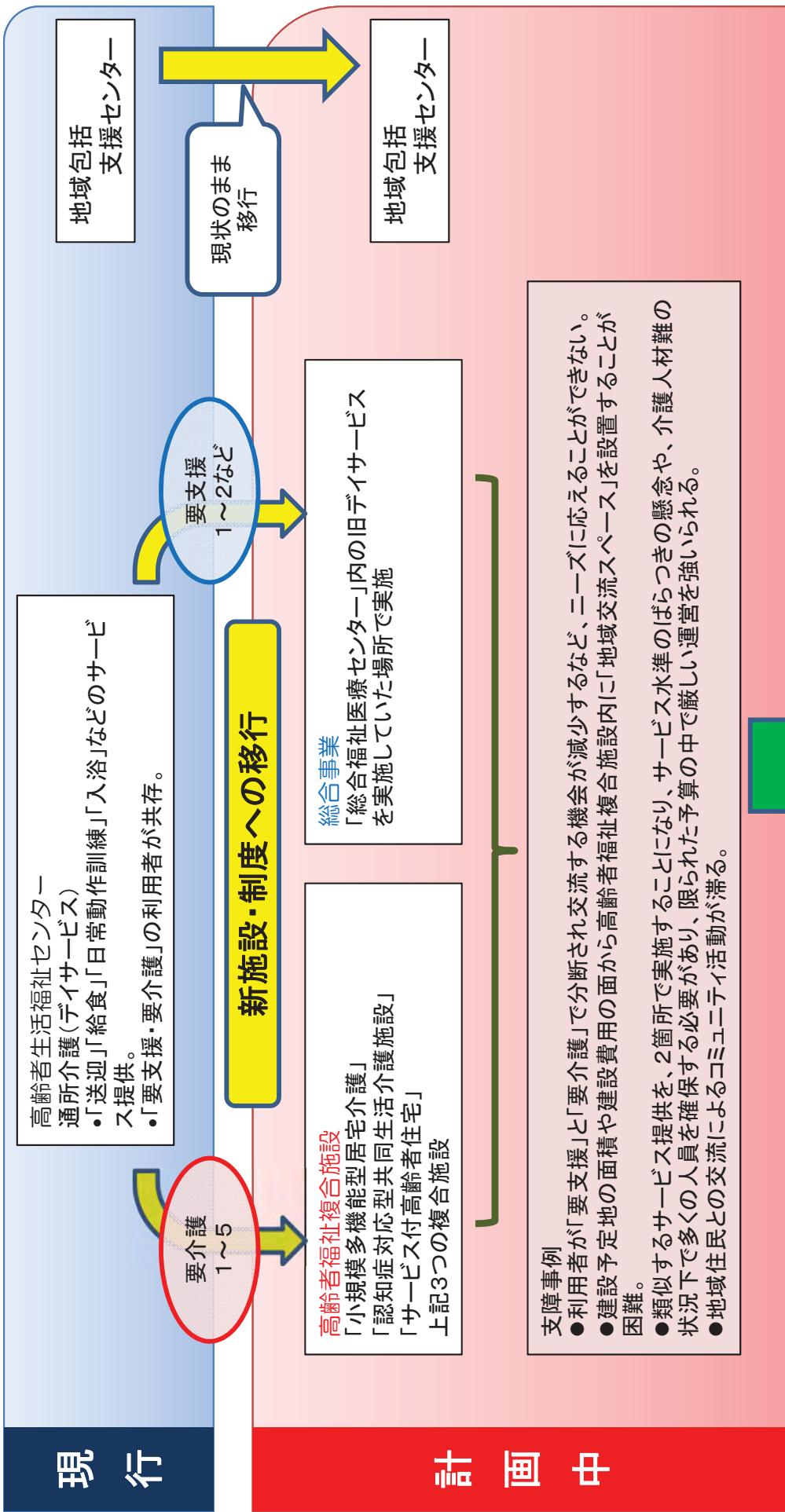
※備考

当村の予防通所介護事業所の利用者等の状況を勘案すると、事業対象者であっても入浴支援が必要な方が多い(要支援2の割合が多い、独居の方が多く自宅での自力入浴が困難な方が多い)ことから、現行相当水準のサービスあるいは緩和されたサービス(通所型A)のサービス提供が必要である。

まずは、今年度(H28)中に「みなし事業所」での移行を目指し、総合福祉医療センター(高齢者生きがい創造センター)内で実施する予定で準備作業中である。また、新たな通いの場として、サロン事業の展開を検討している。

- ▼設置基準 … 通所:登録数を13名と想定
- ▼利用条件 … 要支援1～2若しくは、現時点で介護度等はつかないが予防が必要な高齢者など

【規制緩和スキーム図】



支障事例

- 利用者が「要支援」と「要介護」で分断され交流する機会が減少するなど、ニーズに応えることができない。
- 建設予定地の面積や建設費用の面から高齢者福祉複合施設内に「地域交流スペース」を設置することが困難。
- 類似するサービス提供を、2箇所で実施することになり、サービス水準のばらつきの懸念や、介護人材難の状況下で多くの人員を確保する必要があり、限られた予算の中で厳しい運営を強いられる。
- 地域住民との交流によるコミュニティ活動が滞る。

- 小規模多機能型居宅介護内で総合事業を行うことで、現行の通所介護(デイサービス)に限りなく近づいたサービス提供が可能となる。
- 施設に介護サービスを集約することにより、限られた介護人材をより効果的に活用することができます。
⇒「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供」に寄与することが期待できる。

財政・介護の担い手が不足している過疎地域においては、福祉サービスを集約し、効果的な運営をしていくことが必要

- ・ 総合福祉医療センターには、診療所（医科・歯科）も設置されていることから、高齢者福祉複合施設をセンター隣接地に建設することと、「医療・福祉の拠点」としての機能を強化しつつ、各種サービスを集約していくことにより、財政が厳しくなつていいく中でも効果的な予算・マンパワーワーの投入が出来るようにしていく。
- ・ また、これら の施設を地域住民との協働による地域コミュニティ推進のための中核施設に位置付けることで、高齢者が地域に積極的に出向き、関わりをもつことがあたりまえになることを目標とする。

今後建設される、小規模多機能型居宅介護施設の「居間・食堂」が総合事業の地域交流スペースとして供用できる事で

【利用者】

- ・現行の通所介護（デイサービス）の仲間と一緒に過ごし、スタッフと離れることが可能となる。

【自治体・サービス提供者】

- ・建設する施設が過剰になることを回避でき、建設コストを低く抑えられる。
- ・それぞれの介護サービスを1か所で実施可能となり、少ないうま員でも工能となる。

【地元地域】

- ・地域住民と利用者との交流や、地域活動が図られる。